

12月の税務カレンダー

国民健康保険 第7期
固定資産税 第3期
長崎市ホームページより

12月29日(水)から1月4日(火)まで
カワサキ会計事務所はお休みします



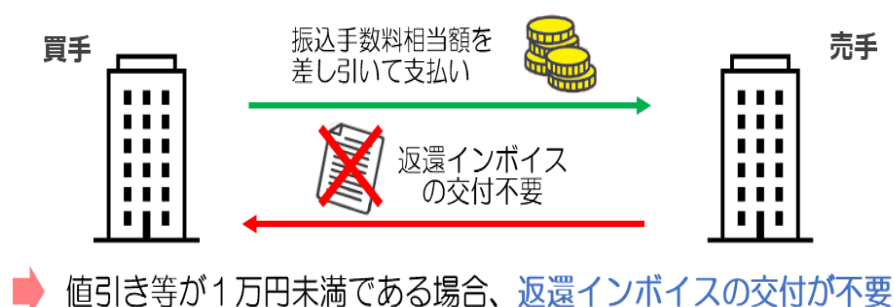
インボイス制度に関する改正について

R5年8月号に引き続き、インボイス制度における特例・改正点をご報告します。

少額な返還インボイスの交付義務免除の概要

1. インボイス発行事業者が国内で行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上に係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満である場合には、返還インボイスの交付義務が免除されます。

例えば、売り手が負担する振込手数料相当額を**売上値引**として処理している場合には、通常、当該振込手数料相当額は1万円未満となりますので、当該売上値引きに係る返還インボイスの交付義務が免除されます。



(国税庁より)

売り手が負担する振込手数料相当額を、**課税仕入れ**として処理している場合には、金融機関や取引先から受領するインボイスが必要となります。

なお、売り手が負担する振込手数料相当額について、経理処理を支払手数料としつつ、消費税法上、売上に係る対価の返還等とすることもできますが、この場合であっても、売り手が買い手に対して売上に係る対価の返還等を行った場合の適用税率は、**売上に係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等の適用税率に従う**ことから、適用税率に応じた区分のほか、帳簿に売上に係る対価の返還等に係る事項を記載する必要があります。

この点、支払手数料のコードを売上に係る対価の返還等と分かるように別に用意するといった、通常の支払手数料と判別できるように明らかにする対応が考えられます。

2. 適用期限や適用対象者

インボイス制度開始日である令和5年10月1日以降の課税資産の譲渡等につき行う売上に係る対価の返還等について適用され、適用期限や適用対象者について特段の制限はありません。

<インボイス制度の導入と電子帳簿保存法の改正・2大改正対応しましょう！>

令和5年10月1日よりインボイス制度が開始され、令和6年1月1日より電子帳簿保存法の改正が施行されます。この導入・改正は会計制度にとって大変革といいでしょう。

電子帳簿保存法の改正は、「申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ(電子取引データ)を保存しなければなりません。」

また、保存する場合に、「改ざん防止のための措置をとる必要があります。」「日付・金額・取引先」で検索できる必要があります。ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。詳しくは、国税庁の「電子帳簿保存制度特設サイト」に掲載されています。

「改ざん防止のための措置とは?」、新たに「事務処理規程」を作成し社内で、その規定を守る必要があります。事務処理規程のサンプルは国税庁へ! 国税庁のURLは <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm> 自社にあった規程を作成するようにしてください。規程作成に当たっては当事務所にご相談を!